

令和6年度 市原歴史博物館 博物館実習生受入要項

市原歴史博物館では、博物館の活動をになうことのできる学芸員を育成するため、博物館法施行規則第1条の規定による「博物館実習」の単位の一部を当館で実施する実習によって修得しようとする学生（以下「実習生」という。）を、下記により受け入れるものとする。

記

1 実習期間

令和6年8月20日（火）から27日（火）までの8日間

2 対象者

下記の要件を満たす者とする。

- (1) 学芸員の資格取得に意欲があり、将来、博物館への就職を希望する学生。
- (2) 現在短大、大学または大学院に在学中で、学芸員資格取得に必要な単位のうち、博物館概論、博物館教育論または博物館経営論を含む4科目以上を履修済みの者。
- (3) 原則として歴史学・考古学・民俗学などの人文科学系の学問分野を専攻している者。
※他分野を専攻する者が当館での実習を希望する場合は、事前に相談すること。
- (4) 実習の全日程に参加できる者。

3 受入人数

5名以内

4 受付期間

令和6年2月1日（木）から29日（木）（持参または郵送で、29日必着）

5 申込書類

次の(1)から(3)を市原歴史博物館「博物館実習担当」あてに、大学担当部署が郵送または大学担当部署が厳封したものを持参または郵送すること。

(1) 博物館実習申込書

申込書は当館ホームページからダウンロードすること。実習申込者が所属する大学の実習担当部署で作成してもらうこと。

(2) 志望理由書

書式自由。1,200字以内で、市原歴史博物館を実習先に志望する理由を書くこと。

(3) 返信用封筒

宛先に申込者の所属する大学の実習担当部署を記入の上、角形2号封筒に120円切手を貼付すること。

※提出された書類は返却しない。

6 選考

申し込み者の数が定員を超えた場合は、下記の順に選考する。

- (1) 市原市内在住・在学者及び市内出身者を優先する。
- (2) 実習生は各大学1名を原則とする。
- (3) 短大2年生、大学4年生、大学院修士課程2年生以上で令和6年度修了予定者。
- (4) 当館で実習を希望する理由が明確である者。

7 受入通知

受入の可否は令和6年3月末日までに、各大学あてに郵送で通知する。

8 その他

- ・実習中に事故等が生じた場合、その責は本人及び所属大学が負うものとする。
- ・当館へのアクセスはホームページを確認すること。土日祝日は博物館最寄りの停留所に停車する公共交通バス路線が運休となっているため、近隣の停留所に停車するバス路線を利用する等、注意すること。
- ・博物館実習終了後、当館所定の書式による「博物館実習修了証明書」を各大学に送付する。
- ・実習費用は不要。
- ・当館では博物館実習生の成績評価は行わない。
- ・実習期間中にやむを得ない事情で出席できない期間がある場合は、「博物館実習申込書」の備考欄に理由と期間を記載すること。
- ・諸事情により、博物館実習の日程・内容を変更する場合がある。

9 問合せ・書類提出先

〒290-0011 千葉県市原市能満1489番地

市原歴史博物館 博物館実習担当あて

電話 0436-41-9344

E-mail : imuseum@city.ichihara.lg.jp